

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
旧年中は大変お世話になり、
ありがとうございました。



本年度も、社員一同、
皆様のお力になれるよう頑張っております。
ご愛顧の程よろしくお願いたします。

世界情勢や国内の政治情勢をみても、明るい話題の少ない昨今では
ありますが、私たちだけでも、明るく元気に頑張っていきたいと思っています。

お客様の皆様の成長のお手伝いができることが、私たちの喜びであり、やりがいでも
ありますので、存分にご活用いただければ幸いです。

平成24年が皆様にとって素晴らしい1年となりますことを祈念しております。

2月16日から所得税の確定申告が始まります！

平成23年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願いします。
昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方
については、お早めにお知らせください。

<確定申告が必要な方>

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収を
されている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の
利益と相殺できます) など



確定申告の準備はお早めに！

医療費控除の対象は？

年末から年始にかけて、個人の税金に関するご相談をよく受けます。特によく受ける相談として「これは、医療費控除の対象となりますか？」というものがあります。医療費控除の対象となるもの、ならないものの判断に迷われる方が多くいらっしゃるようです。

そこで今回は、確定申告時期に向けて、多くの方々が気になる「医療費控除」の対象となるもの、ならないものについてご案内致します。

医療費控除とは自分自身や家族のために医療費を支払った場合に、その医療費の合計額が10万円(※)を超えるときは、その超える部分の金額(上限200万円)を所得金額から控除することができます。

これを「医療費控除」といいます(所法73)。この場合の家族とは、お財布(生活費)が一緒の配偶者その他の親族に係る医療費を指しますので、たとえばご自身の両親に係る医療費を負担した場合であっても、お財布が別であれば、その医療費はご自身の医療費控除の対象とはなりません。

また、医療費控除の対象となる医療費とは、診療費、薬代、入院費などを指します。具体的にどのようなものが対象となるか、よくお問い合わせをいただく費用を次にまとめてみましたので、ご参考にしてください。

支払ったもの	判定 (対象となる⇒○ 対象とならない⇒×)
ドラッグストアで購入した風邪薬代	○
疲労回復、健康増進のためのサプリメント代	×
おむつ代	寝たきりの場合は○(書類が必要です)
入院時のシーツクリーニング代、手術着代	○
差額ベッド代(特別室代)	病状によるもの等一定の事由は○
入院中に外泊許可を受けたときの帰宅旅費	×
要介護認定者のショートステイ利用料	介護保険給付対象に係る自己負担額は○
車通院のためのガソリン代、高速代、駐車場代	×(公共交通機関利用の交通費は○)
健康保険組合から受取った「出産育児一時金」	支払った医療費から差し引きます

(※)所得金額の5%相当額が10万円より少ない場合には、10万円を「所得金額の5%相当額」と読み替えます。

企業の教育訓練費 過去10年で最低の水準に！

◆ 教育訓練費の平均は1ヶ月1,000円程度

厚生労働省の調査結果によると、22年の常用労働者1人1ヶ月当たり平均の教育訓練費は1,038円となりました。従業員規模別にみると右表のようになっています。

規模別にみると、1,000人以上が最も多く1,469円となっています。一方、30~99人規模では691円で1,000人以上規模の半分以下に留まっています。

「企業は人なり」、といわれるように企業の成長発展には、従業員の成長が不可欠です。東日本大震災や昨今の円高の影響などもあり、企業を取り巻く経済環境は厳しい状態が続いていますが、必要な研修や訓練などには、可能な限り参加させたいものです。

ただし、どうしても教育訓練費用を削減しなければならぬ企業もあるでしょう。こうした企業では、ただ教育訓練費を削減するのではなく、限られた費用の中で最大限の効果を発揮できるような教育訓練プランを検討してはいかがでしょうか。教育訓練費におけるムダもみつかるとは思いません。

常用労働者1人当たり平均の教育訓練費

(単位：円)

従業員規模	1ヶ月当たり	年間
平均	1,038	12,456
30~99人	691	8,292
100~299人	736	8,832
300~999人	984	11,808
1,000人以上	1,469	17,628

厚生労働省「平成23年就労条件総合調査」より作成

常用労働者1人当たり平均の教育訓練費の推移

(単位：円)

	平成10年	平成14年	平成18年	平成22年
1ヶ月当たり	1,464	1,256	1,541	1,120
年間	17,568	15,072	18,492	13,440

厚生労働省「平成23年就労条件総合調査」より作成

ASAK M&Aセンターを新規開設！

◆ M&Aによる「事業承継支援業務」を開始しました

弊所では、地域中小企業支援の一環として、後継者不在などにより存続が危ぶまれている中小企業の事業承継を支援すべく、友好的M&Aの相談窓口を創設し、今月から業務を始めました。

全国の税務・会計事務所や商工会議所、金融機関とネットワークを持つ日本M&Aセンター（東京・大阪）と新たに提携し、同社の情報を活用して、売り手側と買い手側の企業のマッチングを図るほか、相続対策のサポート業務なども行う予定です。

弊所の代表である浅岡のほかに専任担当者を1名配置し、業務を行っていきます。相談窓口にて随時相談に対応させて頂くほか、定期的に事業承継セミナーや個別相談会を開催するなど、より多くの経営者に対し、M&Aに限らず事業承継のアドバイスをさせて頂く方針です。

中小企業の事業承継問題は近年深刻化の兆しを見せています。中小企業白書によれば、年間約7万社の企業が後継者不在を第一理由に廃業しており、それにより年間約20～35万人の雇用が喪失していると推計されています。事業承継難が、個々の中小企業だけではなく産業集積にも影響を与えるのも時間の問題と言え、中小企業庁でも事業承継の施策を打ち出すなど、もはや社会問題として取り扱われています。

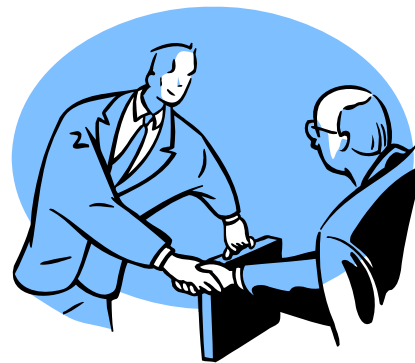
しかし、中小企業における事業承継は、後継者の育成や経営ノウハウの引継ぎ、相続対策などやるべきことが多く、一朝一夕ではできないことを認識しつつも、問題を先送りしている企業は少なくありません。

また、事業の拡大だけではなく事業承継の手法としても有効なM&Aは、日本ではまだまだ浸透しておらず、健全な企業であっても、後継者不在を理由に廃業してしまう企業は後を絶たないのが現状です。

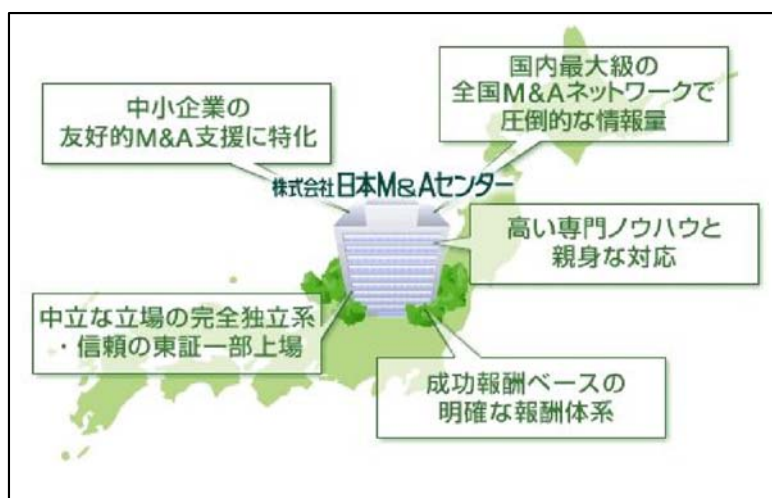
そこで本業務により、事業承継問題が深刻化する前に呼びかけ、円滑な事業承継を支援し、地域中小企業の存続と発展に寄与したいと考えています。

なお、弊所提携先の日本M&Aセンターは、企業の「存続と発展」のための友好的M&Aを支援する国内最大級の独立系M&Aコンサルティング会社です。2007年12月に東証一部上場を果たし、高い成約率で年間150件を超すM&A成約支援数はNo.1の実績です。（中堅・中小企業のM&Aで実績No.1）

全国の金融機関（約240行）や商工会議所および会計事務所（約250ヶ所）とM&A情報ネットワークを構築し、運営されています。



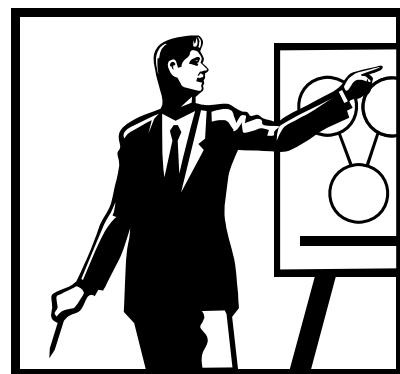
日本M&Aセンターの5つの特徴



経営者のためのM&Aセミナーのご案内

1. 日時 平成24年2月14日（火） 13時30分～16時40分
2. 場所 名古屋マリオットアソシアホテル 16F 「タワーズボールルーム」
3. 内容
 - 【第1部】 会社を強くする経営戦略の作り方とは？
 - ・これからの会社経営について
 - ・会社を強くする「5つの法則」とは？
 - 【第2部】 M&A体験発表 ～ 成功するM&Aの進め方 ～
 - ・「後継者問題」「先行き不安」をM&Aで解決した事例紹介
 - ・本には載っていない「成功の秘訣」と「リスク回避の方法」
4. 申込み 弊所で受付しておりますので、お問合せください。

電話 052-331-0135、0145（担当：藤田）



駅力データから街を再発見

今住んでいる街が自分の生活スタイルに合っているのか、もし合っていなければどんな街が自分には相応しいのか結論を出すことはなかなか大変です。例えば、仕事が忙しく帰宅が遅い人は、時間を気にせず買い物ができたり、銀行や郵便局が近くにあるなどと生活利便性を最優先に考えるでしょう。また、子育てを最優先に考える人は、保育園や学校、小児科などが充実している街を選ぶのではないのでしょうか。その他にも、警察や病院などと安心・安全を第一に考えたり、公園・緑地など住環境を優先する人もいます。

先日、株式会社ダイヤモンド社調査による「駅力データ」というユニークな指標が公表されました。これは、それぞれの生活スタイルに合わせて、最適な街を探すために生活に密着した様々な施設を徹底調査し、その数の合計点から「暮らしやすい駅」を指数化しようとしたものです。そこで、中京圏を取り上げ特徴を見てみましょう。

◆ 中京圏の駅力データを読む

名古屋を中心とした中京圏でも、近年はマンション居住者が増加しています。駅から離れた地域の戸建住宅に住むシニア夫婦が、生活利便性の高い駅前マンションに移住するケースが目立っています。一方で、渋滞の多さに車をやめ、電車を利用する若い夫婦も駅に近いマンションを選好しています。

総合点をランキングで見ますと、名古屋市営地下鉄桜通線の**高岳**、**車道**、市営地下鉄東山線の**今池**、**池下**はいずれも循環線である市営地下鉄名城線の内側に立地するため人気は高くなっています。特に、高岳、車道は名古屋の中心的小屋敷街だった場所であり、広大な屋敷の敷地が今、オフィスビルや分譲マンションに生まれ変わっています。

また、池下では厚生年金会館跡地のタワーマンションの販売が注目されています。池下は千種と同様、庶民の匂いがする住宅地という点に加え、商業エリアも充実するなかで、大学キャンパス、公園にも近く居住希望者が多い結果となっています。

◆ 子育てに良い街は(保育園・幼稚園の多い駅)

第1位の**今池**を始め、**上前津**、**池下**、**車道**、**桜山**はいずれも循環線の市営地下鉄名城線の内側の駅となっています。取りも直さず名城線の内側は年々暮らしやすくなっているという証でもあるでしょう。抜粋した表には記載されていませんが、小児科専門医院の集計にも、これら5駅は20位以内に登場しています。注目度の高い子育て支援、学校、公園整備などに力を入れた結果となっています。

◆ 名古屋を代表する高級住宅ゾーンに割安感あり

名古屋市営地下鉄東山線の**覚王山**、**本山**、**東山公園**、**星ヶ丘**、それに隣接する市営地下鉄名城線の**八事**などは、中心部から少し離れ、静かな環境も併せ持つ丘陵ゾーンといえ、ゆったり暮らすには最良の場所です。

その一方で、中心部に近く、生活利便性が高い高級住宅地としては、市営地下鉄桜通線の**高岳**や**車道**、そしてJR東海道本線名古屋駅周辺などがあります。以上の高級住宅地を眺めると、価格は非常に落ち着いています。しかし、覚王山は突出して高額になっており、それは覚王山で建設されるマンションは地下鉄駅に近いものが中心のため、2LDKでも5000万円台が普通となっています。東山公園、星ヶ丘辺りは、価格も落ち着いており、4000万円前後で購入可能なマンションが多くなっています。

多くの購入者にとって、手が届く価格帯の物件が多い地域はJR中央本線の千種や市営地下鉄東山線の池下、市営地下鉄桜通線の桜山、そして近年開発が著しい市営地下鉄名城線の茶屋ヶ坂や自由ヶ丘など、これらのエリアでは新築マンションは3LDKで3000万円台が中心となり、建売住宅でも4000万円程度の物件が多くなっています。

また、複数の路線が集積する中央線**金山**駅も交通便利な郊外の街として人気を高めています。同駅の徒歩圏では、名古屋で最高層となる地上47階建てマンション「ザ・ライオンズミッドキャピタルタワー(大京)」も分譲され話題を集めるなど、新築物件を購入しやすい環境が続いているといえます。

駅力データ総合点ベスト10

順位	路線名	駅名	点数
1	JR東海道本線	名古屋	65.1
2	名古屋市営地下鉄東山線	今池	61.7
3	名古屋市営地下鉄東山線	池下	56.7
4	名古屋市営地下鉄東山線	伏見	56.6
5	名古屋市営地下鉄桜通線	高岳	56.0
6	名古屋市営地下鉄名城線	上前津	55.9
7	JR東海道本線	尾張一宮	55.3
8	名古屋市営地下鉄桜通線	車道	54.6
9	名鉄三河線	豊田市	53.6
9	名古屋市営地下鉄鶴舞線	大須観音	53.6

保育園・幼稚園

順位	駅名	点数
1	今池	6.5
2	上前津	5.9
3	桑名	5.3
	池下	5.3
5	安城	4.8
	車道	4.8
	桜山	4.8
	豊田市	4.8

故人のネット上の個人情報の扱いについて

GmailやFacebookなどで、自分のプライベートなデータをネット企業に預けている人は多いと思います。セキュリティに気をつけていれば、際どい内容が含まれていても、その中身が外に漏れることはない。ただ、本人が死んでしまったら、そのデータはどうなるのでしょうか。

個人情報保護法は、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているため、死者に関する情報は、保護の対象ではありません。しかし、電気通信事業法の「通信の秘密」の保護対象は、一般に生きている者に限定されていないと解釈されています。犯罪にかかわったなどの特殊なケースを除き、プロバイダが本人の許可なく第三者に明かすことはないと考えていいでしょう。

でも実は、この状況は大変厄介な問題をかかえています。身内が亡くなると、「葬儀の通知を出したいが、故人の交友関係を知らない」「家業を継ぐが、亡父が取引先とどのような話をしていたのかわからない」「息子が自殺した原因を知りたい」などの理由で故人のメールを見るニーズが発生することがあるが、ここに通信の秘密の高い壁が立ちふさがるのです。

Gmailの場合、故人の正式な代理人としてアカウントへアクセスしたい場合の手続きは、HPに掲載されていますが、司法手続を経なければならないなど、開示へのハードルはかなり高いのが実状です。

ただし、Gmailのようにユーザー死亡時の手順を明示しているITサービスは少数派です。ほとんどのサービスはユーザーの死を想定すらしていないのです。

この現状に対しては、ある専門家は、「あらかじめ利用規約で手当てしておくことが理想的ですが、通信の秘密や相続といったデリケートな問題が絡むだけに、いまの段階ではルール化しづらいのでしょう。誰にどこまでデータを引き継ぐかユーザー自身に生前登録させるなど、柔軟な仕組みづくりが求められる。」と指摘していますが、今後の動向に注目していきたいです。

(PRESIDENT 2012 1.2号より抜粋)

故人のGmailへのアクセス手順

パート①
以下の情報を、ユーザーサポートに郵便またはFAXで送付
①フルネーム
②住所
③メールアドレス
④政府機関発行の身分証明書や運転免許証のコピー
⑤故人の Gmail アドレス
⑥故人の死亡診断書(英語)
⑦故人のGmail アドレスから送信され、自分のメールアドレスで受信したメッセージ(ヘッダー全体とメッセージ全文)

予備審査

パート②
さらなる法手続きへ
①米国の裁判所命令
②追加種類の提出etc.

出所:Gmail ヘルプ



1月度の税務スケジュール

内 容	期 限
12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 1月10日(火) 年2回納付の特例適用者は1月20日(金)
11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 } 1月31日(火) 納 期 限 }
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(9月決算法人は2ヶ月分)	
支払調書の提出	
固定資産税の償却資産に関する申告	
給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

今月の名言録

～ 夢を実現する ～

若い人は「偉大なことを実現したい」という、夢と希望を持つものです。
 ただし、それが一步一步の地道な努力から生まれるというだけは
 知ってほしいと思います。
 努力をしないで、大きな夢だけを描いていたのでは、
 いつまでも単なる夢にとどまります。



人生の歩みの中には、楽をしてひと飛びできるようなジェット機などはありません。
 自分の足で、自分で歩いていくしかないので。夢を実現するための手っ取り早い手段や近道があると思うなど、とんでもない
 ことです。

一步一步を尺取り虫のように進んでいく、これが偉大なことへチャレンジする姿勢です。
 「一步一步では、歩みが遅く、一生かかっても大きなことができないのではないか」と考えられるかもしれません。
 しかし、そうではありません。一步一步の積み重ねの結果は、相乗作用を引き起こしていくのです。
 つまり、日々の地道な努力が生む小さな成果は、さらなる努力と成果を呼び、その連鎖はいつのまにか信じられないような
 高みにまで、自らを運んでくれるのです。

これが、個人の人生においても、企業経営においても、夢の実現に至る唯一かつ確実な方法なのです。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)

編集後記

昨年の12月に新しく浅岡会計の一員になりました細谷と申します。
 今後ともよろしく願います。

入社して1ヶ月があつという間に経ちました。「初心忘るべからず。」と言いますが、
 誰でも新しいことにチャレンジするときには色々な気持ちを胸に秘めて挑むと思います。
 この気持ちを忘れることなく、がんばっていきます。

私の場合には、「計画性をもって行動する」との思いが、今までの人生の中で何度となく挫折して
 きましたので、まずは簡単なことからでも習慣付けることに心がけ、毎日・毎週・毎月の計画を立てて
 努力していきたいと思っています。

(細谷 信彰)



事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、
 下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

